

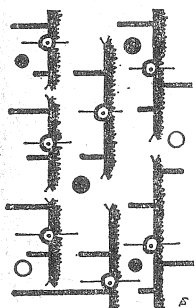
文部時報

第1175号

昭和50年4月

□ 特集 昭和50年度文教行政の展望 □

昭和50年度文教施策の展望……………清水 成之	2
文教施策樹立のための基本的調査・研究……………宮野 禮一	10
初等中等教育の充実……………別府 哲	15
高等教育の整備充実……………佐野文一郎	25
学術研究の振興……………七田 基弘	35
国際交流の推進……………大塚 喬清	42
社会教育の振興……………塩津 有彦	50
体育・スポーツの振興と学校給食、 学校保健の充実……………五十嵐 淳	56
私学の振興……………高石 邦男	63
文教施設整備計画……………柏木健三郎	69
文化行政の振興……………甲斐 安夫	74
~~~~~	
〔文部省の窓〕	
「文明問題懇談会」が初会合……………大臣官房企画室	84
~~~~~	
〔連載第31回〕	
人物を中心とした文化郷土史 一埼玉県一 ……柳田 敏司	86
~~~~~	
文部省重要通達一覧……………	95



# 文化行政の振興

——芸術祭三十年記念事業の実施、こども・青少年に対する芸術文化の普及の拡充、国宝重要文化財等の保存修理の充実、国立歴史民俗博物館(仮称)の設立準備など——

甲斐安夫

## はじめに

昭和五十年度の文化行政関係予算については、緊縮財政が叫ばれている折から予算の確保の困難が予想されたが、文化行政の問題は人間生活の心の糧として、むしろ積極的に押し進めるべきとする観点もあり、結果として、伸び率はともかくそれなりにきめ細かく配慮されたものとなっており、事業執行上は充実したものになることが期待される。

まず、昭和五十年度の文化庁の予算額をみると、官庁管轄費(国立国語研究所庁舎等新営、建設省計上分)を含め総額二百十五億円

で、昭和四十九年度当初予算額に比べると四十億円(二三%)の増であり、官庁管轄費を除く文化庁の予算は、昭和四十九年度当初予算額に比べて三十八億円(二二%)の増となっている。

これを事業の面で主なものをみると、芸術文化の振興については、国民生活の質的充実の一環として重点的に配慮されてきたところであるが昭和五十年年度予算においては、国立文化施設整備のため、前年度に引き続き第二国立劇場(仮称)、演芸資料センター(仮称)及び国立国際美術館(仮称)の設立準備を進めることとしているほか、芸術祭三十周年を記念して従来の主催公演を拡充したほか、さらにアジア民族芸能祭を実施することとし、移動芸術祭、

青少年芸術劇場、こども芸術劇場といった国民各層にあまねく芸術文化の普及を図る施策を重点的に拡充し、さらに各地の文化施設整備に対する補助を含む地方芸術文化振興策の充実、芸術関係団体に

対する補助の充実、芸術家在外研修の充実等があげられる。

文化財保護の充実については、国立歴史民俗博物館(仮称)の設立準備の促進を図るほか、前年度に引き続き埋蔵文化財保存対策の強化を重点的に配慮し、また、史跡等買上げの拡充、国宝重要文化財等保存整備の充実、無形文化財保持者に対する特別助成金の増額を含む無形文化財の保護施策の強化、国宝重要文化財等買上げ費の充実等、各般の施策に配慮している。

なおまた、内外の社会情勢の進展に即応し、長期的観点に立つて、新しい見地から日本文化の振興を図るため、文化行政の長期総合計画を策定することとしている。

以下、文化庁の予算及び事業の概要を、一 芸術文化の振興、二 文化財保護の充実、三 文化行政長期総合計画の策定の三つに分けてさらに詳述することとしたい。

## 芸術文化の振興

昭和五十年度の芸術文化関係予算は、本庁人件費を除き、四十六億三千八百万円となっている。前年度に比し、十億五千二百万円の増で、伸び率二九・三%である。そのうち本庁の芸術文化振興費の

伸長は、五億四千三百万円増の二十七億八千万円で二四・三%の伸びとなっている。

### 一 国立芸術文化施設の整備

#### (一) 第二国立劇場(仮称)の設立準備

オペラ、バレエ、オーケストラ、新劇等の現代芸能のための第二国立劇場の設置については、昭和四十六年度から調査費が計上され、調査検討が始められ、昭和四十七年十二月に第二国立劇場設立準備協議会が発足し、その中に事業専門委員会、さらに同委員会に音楽、演劇、舞踊の各部会が設けられて、第二国立劇場の目的、性格、事業、施設等の基本的な考え方について慎重な検討が続けられてきた。昭和四十九年度には施設の規模、配置等の基本計画を作成し、昭和五十年度は協議会において、いっそう具体的な調査検討を行うほか、引き続き施設の規模、配置等の基本構想を作成することとして、二千二百八十四万円を計上している。

#### (二) 国立国際美術館(仮称)の設立準備

日本万国博覧会に際し、万国博美術館として利用された施設を活用して新しい国立美術館を設置してほしい旨の要望がかねてより各方面から出されており、これらの事情を背景として、文化庁長官の諮問に基づき、芸術文化専門調査会の美術部門において調査審議が行われ、昭和四十八年八月「旧万国博美術館は、日本美術の源流と発展、世界の美術と日本美術との関連等を国際的視野に立ち、教育

的配慮の下に、青少年はじめ広く一般に理解させることを目的とする国立国際美術館（仮称）として活用すべきである」旨の報告が行われた。

この報告に基づき、同施設をいかして昭和五十一年度に標記美術館を開設することとし、昭和四十九年度から設立準備に必要な経費を計上しており、昭和五十年度も設立準備調査会の開催に必要な経費、展覧会開催等準備及び施設整備等設立準備に必要な経費八千八百三十一万円を計上したほか、設立準備要員九人（昭和四十九年度四人）を置くこととしている。

### （三）演芸資料センター（仮称）の設立準備

落語、講談、浪曲、いろいろの等の伝統的な大衆芸能に関する貴重な資料の散逸、滅失を防ぎ、その保存活用を図るため、演芸資料センターの設立について調査検討することとし、昭和四十九年度から設立準備に必要な経費を計上しており、昭和五十年度も設立準備調査会の開催、各地に伝わる大衆芸能の実態調査等の準備調査を行うための経費百八十九万円を計上したほか、資料購入等に必要経費四百四十二万円および基本設計準備に必要な経費一千万円を計上している。

## 二 地方における芸術文化の振興

地方においては、大都市に比べて芸術鑑賞の機会に乏しく文化活動のための諸条件の整備などの点でも立ちおけている。文化庁で

はこのような不均等を解消して全国的に芸術文化享受の機会均等を図るとともに、各地の特色ある文化のいっそうの発展をめざして、充足以来地方における芸術文化の振興に努めているが、昭和五十年度もこの点に重点をおいて次のような施策を講ずることとしている。

### （一）文化施設の整備

文化庁では、さしあたり人口十万人以上の都市及び広域市町村圏の中心都市で未設置の都市における文化施設（芸術文化活動の発表の場ともなり、舞台芸術鑑賞の場ともなる劇場、音楽ホール、美術展示場等の機能をもつ施設）の整備を進めることとし、建設費の補助を行っているが、昭和五十年度は一館当たりの補助金を四千四百万円（四十九年度は三千五百万円）と増額し、十億一千二百万円を計上している（補助対象館数は昭和四十九年度と同数の二十三館である）。

### （二）地方における芸術文化活動の促進

#### 1 都道府県が行う文化活動に対する補助

都道府県が主催する芸術文化活動事業を促進して地方における芸術文化の振興に資するため、昭和四十三年度から都道府県が行う音楽、演劇、舞踊、美術、文芸等の事業に要する経費について補助金を交付しているが、昭和五十年度は三千五百八十八万円（昭和四十九年度三十六県↓昭和五十年度三十九県、一県当たり約百万円）を計上している。

#### 2 文化施設の自主事業に対する補助

展示する「国公立美術館協力企画美術展」に要する経費を三百四万円計上している。

現代の美術の動向を紹介するために日展、院展等における受賞作品を数か所に巡回展示する現代美術選抜展と、各県で開催される県展から優れた作品を選抜して東京で展示する県展選抜展は、七百八十二万円を計上している。

### 三 青少年及びこどもに対する芸術文化の普及

成長期に、優れた芸術に直接接することは、芸術を深く理解し、これを愛好する心情を育て、情操を養うなど極めて重要な課題である。このため、主として鑑賞の機会に恵まれない地方に住むこどもや少年に優れた舞台芸術に接する機会を提供するため、次のような事業を実施している。

#### 1 青少年芸術劇場

十四歳から十九歳までの中学校、高等学校の生徒や勤労青少年を対象に、オペラ、バレエ、歌舞伎等の巡回公演を行い、無料で鑑賞させる事業で、昭和四十二年度から実施している。昭和五十年度は、従来のオペラ、バレエ、交響楽、新劇、能狂言、文楽、歌舞伎の七種目に新たに邦楽・邦舞を加え八種目、公演回数も百二十五回から百四十二回とし、二億六千六十万円を計上している。

#### 2 こども芸術劇場

六歳から十三歳までの小・中学校の児童・生徒を対象に、児童

各都市の文化施設が地方における文化の振興のうえに効果的な役割を果たすよう、昭和四十八年度から、文化施設が主催する芸術文化事業に要する経費について補助しており、昭和五十年度は補助対象施設数を二十五施設分増加して、百四十五施設分（一施設当たり約五十万円）の六千六百七十万円を計上している。

#### 3 地方文化指導者に対する海外研修費の補助

都道府県・指定都市の文化行政担当職員その他地方文化の指導者を海外に派遣して、諸外国の文化行政、文化事情を調査させることは地方文化の振興並びに文化の国際交通の促進に資するところが極めて大きい。このため、地方文化指導者の海外研修に必要な補助金百八十八万円（一人三十七万五千円、五人分）を新規に計上している。

### （三）移動芸術祭

平素、芸術鑑賞の機会に恵まれない地方に住む人々に、古典及び現代の優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することを目的として昭和四十六年度から実施している移動芸術祭は、昭和五十年度は公演費の単価アップにより二億八千二百四十四万円が計上されている（公演種目九種目、春季四十一公演・秋季百六十二公演で昭和四十九年度と公演規模は同じ）。

#### （四）国公立美術館協力企画美術展及び現代美術選抜展

本年度まで行っていた地方巡回名作美術展の代わりに、新たに国立美術館と公立美術館の協力企画による美術展を公立美術館に巡回

劇、音楽劇等の巡回公演を行い、無料で鑑賞させる事業で、昭和十九年度から実施している。昭和五十年度は、従来のオーケストラ、音楽劇、バレエ、児童劇の四種目に合唱を新たに加え五種目、公演回数を八十四回から百四十一回とし、一億二千九百九十三万円を計上している。

#### 四 芸術文化活動の奨励・助成等

##### (一) 芸術文化関係団体の事業に対する助成

芸術文化の向上普及は、芸術文化関係団体の活動に負うところが極めて大きい。これらの団体の多くは、資金不足で十分な活動ができない実情にある。このため、従来から、創作活動、地方芸術文化振興、在京オーケストラ助成、青少年等への芸術普及、芸術文化資料の整備、芸術文化の国際交流等の事業に対して補助しているが、昭和五十年度は六億七千五百四十三万円を計上した。

##### (二) 芸術家在外研修等

###### 1 芸術家在外研修員の派遣

美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術、舞台照明等の各分野から将来性に富む新進の芸術家を選んで海外に派遣し、希望するテーマで実地に研修させ、有為な人材の育成に資するもので、昭和四十二年度から実施している。昭和五十年度は研修期間一年の研修員を四名増加して二十八名とするほか、二年の研修員を昭和四十九年度同様四名派遣することとしている。

###### 2 芸術文化指導者等の海外派遣

芸術諸分野、芸術文化行政等の各分野の指導的立場にある人を短期間海外に派遣し海外の芸術文化について調査研究させるもので、昭和四十九年度同様五名分が計上されている。

##### (三) 芸術祭及び芸術選奨

毎年秋に実施している国の芸術祭は、昭和五十年度に三十周年を迎えるため、主催公演を二種目増加して八種目とするほか、新たにアジア民族芸能祭を実施する。そのほか、賞金を増額し（大賞二十万円↓三十万円、優秀賞十万円↓十五万円）、芸術祭三十年史を作成する。以上に要する経費として一億四百九十六万円を計上している。

芸術各分野において年間に優れた業績をあげた者及び優れた新人を選んでその芸術活動を奨励する芸術選奨も賞金を増額することとし（二十万円↓三十万円）八百四十二万円を計上している。

##### (四) 優秀映画の製作奨励

前年度に引き続き、優秀映画の製作促進のための奨励金一億円（一本一千万円、十本分）を計上したほか、優秀映画の製作及び鑑賞の促進方策について引き続き調査研究するため、調査会の開催等を行うこととしている。

##### (五) 外国人に対する日本語教育

国際交流の活発化に伴い、外国人に対する日本語教育を充実発展させる必要性が増大しつつあるが、この日本語教育推進のための調査研究開発の促進を図るとともに昭和四十九年四月、国立国語研究

所に新設した日本語教育部を更に整備充実して（定員五人↓七人）、日本語教育関係諸機関との連携・協力の下に、日本語教育の教育内容・方法の研究、教材・教具の研究開発とその作成・提供、教員研修等を総合的に行う。事業関係予算として、千八百十五万円を計上している。

##### (六) 国語施策の改善等

国語審議会において引き続き国語施策の改善の具体策について審議するとともに、国語施策についての意見調査、国語問題研究協議会の開催、教育における国語問題の調査、国語に関する普及資料の作成・配布、国語施策に関する実態調査（新規）等を実施するための経費及び国語施策に関する海外調査を行うための経費として二千三百五十二万円を計上している。

##### (七) 著作権思想の国際的普及

我が国の著作物やレコード等が普及している東アジアにおける著作権事情を調査するためマレーシアに調査団（二人）を派遣するとともに、我が国の著作権制度に対する海外の認識を深めるため、同制度の概要を紹介する欧文パンフレットを作成・配布することとし、百六十一万円を計上している。

##### (八) 世界の宗教事情調査

四十八年度から四か年計画で国と宗教との関係、国と宗教団体との関係等についての諸外国の実情調査を実施しているが、昭和五十年度はアメリカ地域の実地調査を行うこととし、百八十二万円を計

上している。

##### (九) 国立美術館等の整備充実

1 東京国立近代美術館は、特別展「ジュール・レアリズム展」開催費四千三百六十五万円等を計上している。

2 京都国立近代美術館は、特別展「ヨーロッパの工芸展」開催費三千四百三十八万円等を計上したほか、庁舎新営のための調査として基本設計費五百九十八万円を計上している。

3 国立西洋美術館は、特別展「英国肖像画展」開催費四千七十七万円等を計上したほか、新たに新館建設調査費二千九万円を計上している。

4 国立国語研究所は、前述の日本語教育部の整備のほか、同研究所の管理部門及び日本語教育部の庁舎の新営については、全体計画五千九百三十七平方メートル、八億八千五百六十七万円のうち、昭和五十年年度工事分として官庁営繕費二億九千二百七十八万円（四十九年度工事分一億四千六百六十六万円）を計上している。

5 日本芸術院は、日本芸術院会員年金を一人当たり百二十万円から百五十万円に増額した。

##### (十) 文化庁提供テレビ番組の拡充

国立博物館、美術館に収蔵されている文化財や名品、我が国や外国の美術作品の特別展の陳列品、国立劇場で上演される歌舞伎・文楽、地方の民俗芸能その他を紹介解説するテレビ番組「美をもとめて」は、昭和五十年四月から三月まで十二か月、二十四局で放送す

る経費一億七千九百十九万円が計上されている。

## 文化財保護の充実

昭和五十年年度の国の文化財保護関係予算は、文化庁及び各付属機関の人件費を除き、事業費総額で約百四十五億二千二百七十五万円であり、前年度当初予算に比し約二十三億七百八十七万円(一九%)の増となっている。

### 一 国宝・重要文化財の保存整備

国宝・重要文化財の修理事業については特に建造物保存修理に重点を置き、この関係では東大寺金堂等の継続事業を含め、五億八千万円増の二十一億七千万円、美術工芸品関係では一億八百六十三万円の補助金を計上している。

また、国有の指定文化財建造物で国が直接修理を行うものとしては、前年度からの継続事業として北海道大学農学部第二農場一千二十万、旧近衛師団司令部庁舎一億三千五百六十七万四千円及び奈良県橿原市今井町所在の民家旧米谷家住宅の修理費一千二百九万、それぞれ計上している。同じく国有の高松塚古墳壁画についても、その保存のために必要な修理費七百三十万円を計上している。

国宝・重要文化財の防災事業については、建造物関係では、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備の設置等の一般防災のほか、火

除地の設置などの環境保全、民家の緊急調査及び買上げ、蟻害緊急防除などの諸事業を実施する経費として五億五千九百十七万円の補助金を計上している。美術工芸品関係では、一般防災と保存庫の設置に一億百三十六万円の補助金を計上したほか、指定文化財を多数所有する社寺の美術工芸品収蔵庫建設費補助として九千五百九十九万円を計上している。

以上のほか、古文書等緊急調査、法隆寺文化財管理等に要する経費を前年度に引き続き計上している。

### 二 国宝・重要文化財等の買上げ

国宝・重要文化財等の散逸、損壊、海外流出等を防止し、国がこれを買上げて、積極的にその保存、活用を図るため、国宝・重要文化財買上げ費十二億五十万円を計上、また、無形文化財資料の購入に要する経費三百三十万円を計上している。

目下設立準備中の国立歴史民俗博物館(後記)の資料購入費として四千万円が、東京、京都、奈良の三国立博物館の陳列品購入費として二億五千五百万円が計上されている。

### 三 史跡名勝天然記念物の保存整備

最近の各種の国土開発事業等の急速な進展に伴い、史跡名勝天然記念物や埋蔵文化財の保護の問題が各地で発生し、これらの問題の解決は、文化財保護行政の上で最も緊急の課題となっている。

#### (一) 史跡等買上げ補助

これに対処するため、まず挙げられるのが地方公共団体が行う史跡等の土地買上げに対する補助である。この史跡公有地の趣旨は、史跡指定地のうち民有地については、急激な開発のために、法による規制のみでは史跡を民有地のままで保存することが極めて困難になってきているので、公有化によりその保護を図ろうとするものである。昭和五十年年度には補助金四十二億円(補助率八割)を計上しているが、このほか、昭和四十九年度より地方債又は土地開発公社等による先行取得に対してその償還又は再取得の経費を後年度に補助する方法も併せて行い、史跡等の公有化の促進を図っている。

#### (二) 修理、環境整備補助

史跡内の石垣の修理や建造物の屋根の葺替え等の修理事業及び整地、芝張り、植樹等の環境整備事業については、六億七百三十三万円の補助金を計上している。この環境整備事業のうちには、各地方における伝統ある歴史的、風土的特性を表す遺跡が多く所在する地域の広域保存と環境整備を図り、併せて資料館を設置して、これらの遺跡及び資料の一体的な保存及び普及活用を図ることを目的とする「風土記の丘」の整備事業も含まれている。

#### (三) 囲柵、標柱補助等

史跡等の防災事業及び囲柵、標柱、説明板等の保存施設事業については、二千四百七十四万円の補助金を計上している。また、史跡の保護の一層の適切を図るため、昭和四十九年度よ

り、史跡保存管理計画の策定に要する経費を補助しており、二千万円の補助金を計上している。

#### (四) 平城宮跡の保存整備

数多くの史跡のうちでも飛鳥・藤原宮跡や平城宮跡は我が国の歴史上その意義が特に重要なものであるため、その保護のために毎年重点的に予算を計上しており、その保存整備が着々と進んでいる。

まず、平城宮跡については、国費による東院地域の土地の買上げ費七千二百万円(昭和四十八年度に奈良県が地方債を財源として先行取得したものを国が奈良県から再取得する)、発掘調査費一億五千八百五十四万四千円、整備管理費九千八百九十万四千円等総額四億九百七十七万円を計上している。

#### (五) 飛鳥・藤原宮跡の保存整備

飛鳥・藤原宮跡については、藤原宮跡等の土地の国費による買上げ費四億五千万円、重要遺跡の発掘調査費一億九百八十五万四千円、遺跡の整備管理費二千八百四十四万四千円等総額で六億七千三百二十七万円を計上している。このほか広く国民一般に飛鳥地域の歴史と文化財を理解させるための展示施設として昭和四十六年度から建設を進めてきた飛鳥資料館が、昭和五十年三月十五日に開館した。

#### (六) 天然記念物の保存対策の充実

動植物等の天然記念物も、開発等による生育環境の変化の結果その保存が憂慮されているが、これに対して緊急調査や研究委託のほか、その保護増殖のための補助金を九千七十三万四千円計上している。

## 四 埋蔵文化財の保護

史跡とともに国土開発の進展に伴って問題となるのが、埋蔵文化財包蔵地の保存についてである。

### (一) 全国遺跡分布図作成

埋蔵文化財包蔵地の周知の徹底を図るため、昭和四十六年度から実施している全国遺跡分布調査を基礎として、昭和四十八年度から各県別に全国遺跡分布図を作成している。このための経費として一千五百二十六万円を計上している。

### (二) 埋蔵文化財緊急調査補助

埋蔵文化財包蔵地の緊急発掘調査費の補助金を増額したほか、重要遺跡についてその範囲と性格を究明するための確認緊急調査費も補助することとし、総額四億七千五十万円の補助金を計上している。

### (三) 文化財バトロール

埋蔵文化財その他各種の文化財の保存管理状況を巡視してその保護に資するため、都道府県の文化財バトロール事業に対する補助金二千八百二十万円を前年度に引き続き、計上している。

### (四) 地方埋蔵文化財調査センター設置補助

都道府県等における埋蔵文化財の調査体制を強化するため、埋蔵文化財に関する調査研究、出土品の収集、整理、保管等を行う地方埋蔵文化財調査センター設置費補助一館分六千五百万円の補助金を

計上している。

### (四) 埋蔵文化財センター整備

昭和四十九年度に地方公共団体における調査体制を強化するため、地方公共団体の行う緊急発掘調査に対する専門的技術的助言と発掘調査員の研修訓練等を行う埋蔵文化財センターを奈良国立文化財研究所に設置したが、定員増員四人（現在八人）と運営費四千九十万円を計上している。

## 五 民俗資料の保存整備

重要民俗資料の修理事業については、八百八十六万円、重要民俗資料の保存施設の設置については、三千九百五十万円、民俗資料の緊急調査については、一千六百八十五万円の補助金をそれぞれ計上している。

## 六 無形文化財の保存活用

重要無形文化財の保持者（いわゆる人間国宝）に支給する特別助成金を七千万円（保持者一人当たり八十五万円を百万円に増額）計上している。

また、無形文化財の伝承者養成、公開、文楽協会等に対する団体助成、民俗芸能の現地公開、地方無形文化財の調査・記録作成に対する補助金として一億九百二十七万円、また能楽・文楽の保存振興対策を調査する経費二百八十三万円を計上している。

なお、特殊法人国立劇場については、本年度新規計上の施設の特別補修費を含め、一般管理費、伝承者養成事業費等の総額十三億七千七百五十万円を補助することとしている。

## 七 国立歴史民俗博物館及び地方歴史民俗資料館の建設

国立歴史民俗博物館（仮称）は、我が国の政治、経済、社会、文化などの各分野の歴史資料と衣食住、生業、信仰などに関する民俗資料を収集・保管・展示して、広く国民一般に対し、我が国の歴史と民俗についての知識と理解を深めることを目的としている。同博物館の設立準備は昭和四十二年度から進められており、建設予定地は千葉県（佐倉市）佐倉城跡に内定している。昭和五十年度は、新たに基本設計に要する経費及び土地購入費を計上したほか、前年度に引き続き、博物館資料の買上げ、製作等を行い、具体的な建設の準備を進めることとして、三億一千五百九十七万円の準備費を計上している。

また、各地の歴史資料、民俗資料や発掘調査による出土品を収集・展示して、郷土の歴史と文化財に対する知識と理解を深めることを目的とする地方歴史民俗資料館の設置については、県立二館、市町村立二十館の建設費補助金一億三千五百万円を計上している。

## 八 文化財保存技術の保存

各種の文化財を保存するために必要不可欠である技術又は技能——たとえば修理技術等——の消長は、文化財の保存に大きな影響

を及ぼすものであり、これなくしては文化財の保護の完全を期することはできない。昭和五十年度は、引き続き建造物修理技術者養成補助、彫刻工芸品修理技術者養成補助、屋根葺技能者養成補助、植物染技術の記録作成を行うこととして、一千六百四十九万円を計上している。

## 九 伝統的建造物群の保存

現在の文化財保護行政は、歴史的風致を有する集落町並み等の伝統的建造物群の所在する地区の保存にまでは及んでいない。しかし、これらの集落町並みも地域生活の変化に伴い、漸次消滅するおそれがあるので、文化庁ではその実態調査を昭和四十七年度から実施しているが昭和五十年度には、前年度に引き続きこれらの伝統的な建造物群を有する地区の所在する市町村に対して、これらの地区保存状況の調査とその保存計画を策定するための経費を補助することとして八百万円（十地区）を計上している。

## 十 国立博物館等の展示の充実

国立博物館では、常設展示のほか、毎年特別展を開催して展示内容の充実に努めているが昭和五十年度には、東京国立博物館では、「鎌倉時代の彫刻展」、京都では「桃山の工芸展」、奈良では「仏舎利の美術展」を開催することとしている。

（文化庁長官官房会計課長）

社会教育関係の指導者と職員 〔座談会〕	辻 功
青少年団体活動と指導者 〔出席者〕 鈴木久仁子・永山 忠夫・石内 巖 小泉 求・(司会) 湯上 二郎	
社会教育における非常勤職員の役割 〔実践事例〕	小倉 喜久
派遣社会教育主事の一年 〔解説〕	原尻 薫
社会教育関係職員の資格取得方法 派遣スポーツ主事について 〔海外事情紹介〕	伊藤 俊夫 望月 健一
アメリカの婦人ボランティア活動 〔資料〕	山口 信子
社会教育関係職員の研修状況 青少年団体指導者研修の状況 婦人団体指導者研修の実態 視聴覚教育指導者研修の基準 〔現地ルポ〕	社会教育課 青少年教育課 婦人教育課 視聴覚教育課
国立社会教育研修所を訪ねて	西ヶ谷 悟

◇緑の柳が風に揺れ、沈丁花の懐かしい匂いが流れ、桃、桜……。東京・霞ヶ関もようやく春うららかなところとです。新年度を迎えて読者の皆様にはご活躍のことと存じます。

この一日、皇居北の丸公園の国立近代美術館に、本号から毎号美術選評をお願ひすることになった三木事業課長をお訪ねいたしました。本号では、「岸田劉生筆麗子五才之像」をお選びいただきましたが、次号以下も、おおむね日本人画家による作品を中心にご解説をいただき、楽しみに味わってゆきたいと思ひます。

◇昭和五十年年度予算は、四月二日参議院本会議において可決成立しました。これをみますと、文部省所管の一般会計予算額は二兆四千三十六億円で、国の一般会計予算総額の一一・三%を占め、前年度比で三五・五%の伸びとなっています。また、国立学校特別会計の予算額は、七千二百四十億円で前年度比で二六・九%の伸びとなっています。本号では、この予算に基づき文部省の重点施策について解説することといたしました。

◇連載記事のうち文化郷土史は、埼玉県に参りました。次号は石川県の予定です。国立青年の家は、本号はお休みですが、次号では国立岩手山青年の家をご紹介します予定です。

(K)

MEJ 5175 月刊 「文部時報」 4月号 第1175号

著作権  
所有

文 部 省

昭和50年4月5日 印刷  
昭和50年4月10日 発行

発行所 株式会社きょうせい  
本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(郵便番号 104)  
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
(郵便番号 162)  
電話 東京 (268) 2141 (代表)  
振替口座 東京 161番  
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (千20円)  
年間購読料 2160円 (千共)  
* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます  
* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店をお願いします